標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案についての基　本　方　針

１．不適正な標準報酬・資格喪失の遡及訂正が行われた事案については、まず、被害者救済の立場に立ち、速やかに年金記録の訂正を行う。

２．事実に反する処理を行うことを社会保険事務所の職員が示唆したか、知っていたことが明らかになった場合には、関係職員に対して厳正に対処する。

３．不適正な遡及訂正処理について、再発防止の徹底を図る。